

「鎌ケ谷市個人情報保護法施行条例・骨子案」

へのパブリックコメント

2022年8月16日

「民主と自治の会」

藤代政夫

渡邊俊彦

戸部光枝

鎌ケ谷市東初富 5-24-50

445-9144

条例骨子案へのパブコメを提出するにあたり地方自治の原則等について鎌ケ谷市と認識が共通であることを確認します。

“2000年地方分権一括法以降、国と地方自治体とは『対等』であり、機関委任事務はなくなり（通達はなくなり）『自治事務』と法定受託事務となりました。ですから国からの『通知』は技術的助言です。

それ故地方自治体たる鎌ケ谷市は「憲法92条の地方自治の本旨」「94条の自治体の条例制定権」そして「自治事務に係る法律の自主的解釈権」の権利主体として自治行政を行う権利と義務があります。

今回の個人情報保護委員会から出されている個人情報保護法に関するガイドラインはまさに技術的助言であり、鎌ケ谷市が主体的に市民の個人情報保護の施策を展開する必要があります。”

以上の基本的視点・立場から骨子案について意見を述べさせていただきます。

1、「鎌ケ谷市の基本的方向性」（概要 P4）「条例骨子案：現行条例の目的、市民及び事業者の責務について『長年にわたり市独自に運用してきた条例の理念を将来にわたって引き継ぐ』（概要 P5）ことについては賛成です。

これまで市民と行政が一緒になって作ってきた現行条例のレベルを引き下げることなく個人の尊厳・基本的人権を守ってください。

2、しかるに条例骨子案には何点かの疑問点が生じます。

○「現行条例のもとでは要配慮個人情報の取り扱い、本人外収集、保有個人情報の目的外利用及びオンライン結合に関して審査会に諮問することとなっていますが、法ではこれらの諮問を規定することが許容されないこととなっています」（P3）となっている中でどのように市民の個人情報を保護していくのでしょうか？（どう条文化するのか？）

「諮問を規定することが許容されない」とはガイドラインの技術的助言でしかないのですから本来なら自治体が主体的に規定していいはずですが。

○最悪の場合でも他の自治体が検討しているように、審査会への諮問を要件とする条文でなくとも

* 「従来審査会に諮問してきた事例」について、今後も審査会に報告し、又、

審査会の委員が必要と判断した際は自発的に調査・審議・意見陳述ができるようにする」ことを規定する。

* 個人情報を収集する際には原則として「本人から直接収集」することが本人の権利・利益の保護に資すると考えられる旨を規定し、『本人から収集するよう努めることを責務とする』といった条文を規定する。『本人以外からの取得については審査会に報告し、審査会で調査・審議できるようにする』といった規定も考えられます。

市民の個人情報保護を担保する方法を考えてください。

* 「オンライン結合という外部提供」について：法律に規定がない、だから法が自治体に委託していない事項について条例で規定してはならない」とガイドラインは言っていますが、いつからオンライン結合等の保有個人情報の外部提供が機関委任事務になったのでしょうか？自治事務である市民の個人情報保護施策について地方自治体である鎌ヶ谷市が規定してよいはずです。個別類型的に規定することも許されるはずです。

以上の点からも、又デジタル社会への方向性によってよりオンライン上の諸課題が出てくることは（グーグル・アップルなど巨大 IT 企業による監視資本主義といった指摘もある）明らかです。これまで以上に審査会でのチェックが必要です。

最低限審査会への報告、審査会の自発的検討は規定されるべきです。

3、「個人情報保護法施行条例」ではまるっきり機関委任事務です。自治体鎌ヶ谷市としての「個人情報保護条例」とすべきです。

4、「個人情報ファイル」は 1000 人未満についても作成して（あるいは個人情報取り扱い事務登録簿）目的外利用、外部提供、委託などの取り扱い状況を記載・公表する仕組みとすべきです。

条例案の条文が（新旧対照）出ていないので具体的に検討できませんが、原則は鎌ヶ谷市が最初に掲げたように「現行条例の目的＝個人の尊厳の維持・個人の基本的人権の擁護・市政に対する信頼の確保の重要性を認識しその実効性を担保する」ことでこれまでの個人情報保護体制を引き下げないことが大切です。

本来でしたらデジタル社会に向けてその諸課題を解決するため個人情報の保護施策を“自己情報コントロール権”、“市民参加のデジタル社会”の視点から更に充実させる必要があるはずです。

残念ながら市民の個人情報（ビックデータ）をグローバル企業が自由に利活用できるように改正した法律（改正個人情報保護法）により自治体の地方自治が脅かされています。

「自治の本旨」から十二分に検討していただきたく存じます。